

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 287 回

平成 27 年も早くも半年が過ぎました。本当に「光陰矢の如し」ですね。目標は達成できていますか。引き続き頑張ってください。

ところで、またあたりまえの話を一言。成功する経営者に共通する心構えを一言。

質素、勤勉、前進、工夫、動機付ですね。いつも学びの心を燃やして頑張ってみえます。

さて先月の「きゃっちぼーる」で自主、自立のお話をしました。自主的にアクションを興すための情報をまた一言。

地域工場、中小企業等の省エネルギー設備導入補助金制度ができました。地域の工場、オフィス、店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援する補助金です。

公募期間は、27 年 3 月 16 日～12 月 11 日です。
 [また相談してください]

もう一言、久しぶりに「勝友会」を開催する予定です。
 日程：8 月 24～26 日のどこか 1 日 (PM3 時～5 時)
 内容：マイナンバー制度について (特に注意点)

前田の経営一言メッセージ

料金：無料
 場所：未定 (前田会計事務所の近く)

終了後、懇親会を予定しております。奮ってご参加 (予定) ください。

前田の《今人生を語る》第 192 回

めざめよ日本人 (115)

戦後 70 年がたちました。日本は物理的な敗北からは立ち直り、見事に世界有数の先進国となりましたが、一方でメディアや一部の人の偏った思想で、国の中の道徳、秩序はガタガタにされています。いろいろな場面で国旗掲揚もされないのはまさにその 1 つですね。ということは戦争でGHQ (そしてT国) によってしかけられた「心理戦」からは今なお立ち直るどころか深く傷つき、悩んでいる最中です。いかにして、これから立ち直るか、これが問題ですね。

真の日本の復興ですね！！

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の控除限度額が引き上げられるとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続きで行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されることとなりましたので、ご紹介させて頂きたいと思います。

1. 個人住民税の特例控除額の上限引上げ

個人住民税の特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の 2 割 (改正前：1 割) に引き上げられます。

この改正は、平成 28 年度分以後の個人住民税について適用されますので、平成 27 年度中の寄附金から対象となります。

基本控除額	(寄附金額 (※) - 2,000 円) × 10% ※寄附金額は、総所得金額等 × 30% が上限となります。
特例控除額	(寄附金額 - 2,000 円) × (90% - 所得税率 (0% ~ 45%)) ※特例控除額は、個人住民税所得割額 × 20% (改正前：10%) が上限となります。

2. ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告を必要とする現在の申告手続きについて、当分の間、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合にふるさと納税を行った各自治体に申請 (申請書を提出) することによってワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

① 適用の有無

特例の適用あり	特例の適用なし
・ 確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合	・ 寄附者が確定申告を行う場合 ・ 6 団体以上の都道府県・市区町村に対して寄附を行った場合

② 適用時期

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に支出する寄附について適用されます。そのため、平成 27 年 3 月 31 日までに既に 1 か所でもふるさと納税を行った場合には、確定申告が必要となります。